

災害等による市営住宅の一時使用に関する要綱

(平成 23 年 12 月 1 日施行)

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 3 月 1 日

改正 令和 4 年 12 月 1 日

改正 令和 8 年 5 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は法令又は条例若しくは他の規則に定めのあるもののほか、新潟市内において発生した災害等の被害によって、自らが居住する家屋に居住できなくなった者に対して市営住宅（以下、「住宅」という。）及び市営住宅駐車場（以下、「駐車場」という。）を一時的に使用させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害等 新潟市内に存する家屋における火災、水害等で家屋が全壊（全焼）、半壊（半焼）又は床上浸水（消防活動による水損等を含む。）等の被害があったもののうち、発生後 30 日を経過しないもの。

(2) り災者 前号に定める災害等の発生した家屋に自ら居住し、かつ、当該災害等によりその家屋に居住できないことが明らかであり、他に避難先が確保できない者

(3) 一時使用 住宅及び駐車場をり災時の緊急避難場所として、期間を限定して使用すること。

(4) り災証明書等 官公署が被災の程度を証明した書面

(一時使用対象者)

第 3 条 一時使用することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならな

い。

- (1) 災害等により、り災証明書等が発行されているり災者であること。
- (2) 当該災害等の原因が、り災者本人又はその同居家族による放火又は故意若しくは重大な過失によるものでないこと。
- (3) り災者及び同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（一時使用対象住宅）

第4条 一時使用させる住宅は、公募に支障が少ない松浜町住宅、曾野木住宅、宮浦住宅、新石山住宅、石山第1住宅、石山第2住宅及び小須戸文京町住宅のうち、通常の市営住宅設備に加えガスレンジ、各室照明器具、流し台用瞬間湯沸かし器、風呂釜及び浴槽を備えた住宅とする。

2 前項に定める住宅近隣に所在する駐車場については、その用途及び目的の妨げとならない限度において、これを一時使用させることができる。

（使用許可期間）

第5条 前条の住宅及び駐車場を一時使用できる期間は、許可した日から起算して30日以内とする。ただし、1回に限り、30日以内の更新を認めることができる。

（許可申請）

第6条 一時使用しようとするり災者は、り災した日から30日以内に、次の各号に掲げる書類を市長へ提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 新潟市営住宅使用許可申請書（別記様式第1号）
- (2) り災者及び同居しようとする者全員の住民票
- (3) り災証明書等

2 前項第2号及び第3号に規定する書類について、り災者が許可申請時に提出できない場合は、市長が指定する日までに当該書類を提出しなければならない。

3 前条の更新を希望する者は、第1項第1号の書類を許可期限の10日前までに、市長

へ提出するものとする。

(許可)

第7条 市長は、一時使用の許可を決定したときは、行政財産使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の許可を行う場合には、住宅及び駐車場の管理上必要な条件を付することができる。

3 許可した住宅、駐車場及び一時使用者氏名については一覧表を作成することとし、行政財産使用許可台帳の登載は省略するものとする。

4 本要綱に基づく許可は、新潟市公有財産規則（昭和59年3月30日規則第19号）第6条但し書きに定める、財産経営推進担当部長が特に認める場合に該当するものとする。

(連帯保証人)

第8条 新潟市営住宅条例（平成9年3月28日条例第15号）第12条第1項に定める連帯保証人は、不要とする。

(目的外使用料)

第9条 一時使用期間中の使用料は新潟市財産条例（平成25年新潟市条例第5号）第4条第1項第3号の規定により全額免除する。なお、り災証明書等の提出をもって、行政財産使用料免除申請書の提出は要しないものとする。

(共益費等)

第10条 一時使用の許可を受けた者（以下「一時使用者」という。）は、当該住宅の共益費（共用部分における居住者の負担すべき費用をいう。）について、当該住宅に居住する他の居住者と同様に負担しなければならない。また、生活に要する光熱水費についても一時使用者の負担とする。

(保管義務)

第11条 一時使用者及びその同居者は、市営住宅入居者と同等の保管義務を負う。

(一時使用許可の取り消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、一時使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可期間内で、一時使用者が一時使用する必要がなくなったとき。

(2) 許可条件に違反したとき。

(3) 住宅及び駐車場を公用または公共用に供するため必要とするとき。

(明渡請求等)

第13条 市長は、前条で一時使用許可を取消された者及び使用期間経過後も一時使用している者に対して、住宅及び駐車場の明渡しを請求（別記様式第3号）することができる。

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた一時使用者は、直ちに住宅及び駐車場を明け渡さなければならない。

3 市長は、一時使用者が第5条に定める使用許可期間を超えて使用を続ける場合及び一時使用が取消された日以降も使用を続ける場合、損害金として毎年度算定する当該住宅の近傍同種家賃相当額及び当該駐車場使用料相当額を請求できる。

(返還)

第14条 一時使用者は、当該住宅及び駐車場を返還しようとする場合は、10日前までに市長に届け出て、検査を受けた後、返還しなければならない。

(原状回復義務)

第15条 一時使用者は住宅及び駐車場を返還する場合、故意又は重過失によるものを除き、原状回復の義務を負わない。

(大規模災害への対応)

第16条 この要綱による対応が困難な大規模災害の場合には、災害状況に応じた個別の対応を行う。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

新潟市営住宅使用許可申請書

(宛先)新潟市長

私は災害等により、自宅に居住できず、他に避難先も確保できないため、次のとおり一時的に市営住宅の使用の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

今後、この申請に関して、虚偽の事実が判明した場合は、許可を取り消されても異議申し立てせず、速やかに明け渡すことを誓約します。

また、私がこのたび使用を許可される新潟市営住宅施設等については、許可条件を遵守して使用し、緊急避難措置の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず返還します。

なお、私及び同居しようとする者は暴力団員でなく、暴力団員であるか否か新潟県警察本部長へ照会がなされることに同意します。

				申請日	年 月 日		
申請者 (り災者)	自宅電話番号		携帯電話番号		緊急連絡先（氏名・関係・電話番号）		
	() -		() -		() -		
	住所						
	(フリガナ)		(フリガナ)		続柄	生 年 月 日	
	氏		名		本人	年 月 日 (歳)	
						年 月 日 (歳)	
同居しようとする者						年 月 日 (歳)	
						年 月 日 (歳)	
						年 月 日 (歳)	
						年 月 日 (歳)	
						年 月 日 (歳)	
						年 月 日 (歳)	
使用期間 (30日以内)	年 月 日から 年 月 日まで						
一時使用 住宅	住宅		棟		号		
一時使用 駐車場	住宅		駐車場		番区画		
駐車場 使用者	1 申請者本人 2 その他（申請者との続柄 氏名 ）						
自動車の 登録番号							

注 (1)り災した日から30日以内に提出してください。
 (2)太枠欄の中を記入してください。
 (3)り災証明書等及び全員分の住民票を添付してください。

新 第 号の 2
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

行政財産使用許可書

年 月 日付けであなたから申請のあった本市の行政財産の使用について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定により下記の条件を付して許可します。

記

（使用財産の表示）

- 1 使用を許可する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとします。

名称 市営 住宅 棟 号
市営 住宅 駐車場 番区画
所在 新潟市 区
種目又は構造 市営住宅
数量 平方メートル
使用区分 申請のとおり

（使用の目的）

- 2 使用目的は、次のとおりとします。

災害等により、り災した者に対し救済措置として市営住宅に一時的に入居させるため。

（使用許可期間）

- 3 使用許可期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

（使用料の額）

- 4 前項の使用許可期間にかかる使用料は、全額免除とします。

（使用上の制限）

- 5 使用財産の形質を変更してはならないものとします。

（使用許可の取消し）

- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の全部又は一部を取り消すことがあります。

（1） 使用財産を公用又は公共用に供するため必要とする場合

（2） 使用者が許可条件に違反した場合

（3） 使用許可期間内で、使用者が使用する必要がなくなった場合

- 7 前項第 1 号の規定により、市が許可を取り消した場合は、あなたに損失が生じて、市は、補償しません。

（原状回復）

- 8 使用期間が満了した場合又は第 6 項の規定により許可が取り消された場合は、故意

又は重過失によるものを除き、原状回復の義務を免除します。

(損害賠償)

- 9 使用者の責めに帰する理由により使用財産の全部若しくは一部を滅失し、若しくは毀損した場合又はこの許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならないものとします。

(実地検査等)

- 10 本市が必要とする場合は、随時使用財産について実地検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その使用に関し指示することがあります。

(疑義の決定)

- 11 この許可について疑義のある場合又は使用財産について疑義が生じた場合は、それらの疑義については市長の決定によるものとします。

(その他の事項)

- 12 使用者は、この使用財産が市有財産であることを常に考慮し、善良な管理者としての注意をもって、維持保全につとめなければなりません。また、使用者は、使用財産が天災その他の事由によって、第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、それを未然に防ぎ、または損害を及ぼしたときは、自己負担において除去し、かつ損害について補償しなければならないものとします。なお、市長は、使用者が第3項に定める使用許可期間を超えて使用を続ける場合及び使用許可が取消された日以降も使用を続ける場合、損害金として住宅の場合は毎年度算定する当該住宅の近傍同種家賃相当額を、駐車場の場合は当該駐車場使用料相当額を請求できるものとします。

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

別記様式第 3 号（第 1 3 条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

通知書

あなたに一時使用を許可した住宅及び駐車場の使用許可期間はすでに期限が経過しております。直ちに明け渡すよう請求します。

記

1 使用許可住宅の表記

名称 市営 住宅 棟 号
所在 新潟市 区
種目又は構造 市営住宅
数量 平方メートル

2 使用許可駐車場の表記

名称 市営 住宅 駐車場 番区画
所在 新潟市 区
種目又は構造 宅地
数量 平方メートル

3 住宅及び駐車場の明け渡し及び損害金の負担

新潟市公有財産規則（昭和 5 9 年 3 月 3 0 日規則第 1 9 号）第 3 2 条の規定により、住宅及び駐車場の明け渡しの請求を受けた者は、直ちに当該住宅及び駐車場を明け渡さなければならない。この場合においては、行政財産使用許可書第 1 2 項の定めにより、許可期限日の翌日から返還日までの期間、住宅の場合は毎年度算定する当該住宅の近傍同種家賃相当額を、駐車場の場合は当該駐車場使用料相当額を損害賠償しなければならない。